

蒲郡市成年後見制度における審判請求手続等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、蒲郡市長（以下「市長」という。）が、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2及び知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第28条の規定に基づき、民法（明治29年法律第89号）第7条、第11条、第13条第2項、第15条第1項、第17条第1項、第876条の4第1項又は第876条の9第1項に規定する審判の請求（以下「審判請求」という。）の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(審判請求要件の判定)

第2条 市長は、審判請求の対象者（以下「本人」という。）の福祉を図るため、審判請求を行う必要があると認めるときは、次に掲げる事項を総合的に考察して行うものとする。

- (1) 本人の事理を弁識する能力の程度
- (2) 本人の二親等内の親族の存否、当該親族による本人保護の可能性及び当該親族が審判の請求を行う意思の有無。ただし、三親等又は四親等の親族であつて、審判請求のできる者の存在が明らかである場合は、この限りでない。
- (3) 本人の生活実態及び資産の状況
- (4) 市が行う各種施策の活用による、本人に対する支援策の効果

(親族への情報提供)

第3条 前条第2号に該当する場合において、当該親族が審判請求を行う意思を有する場合には、市長は、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）の定める範囲内で、市が保有する本人の状況等の情報を当該親族に提供することができる。

(準用)

第4条 市長が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第51条の11の2又は知的障害者福祉法第28条の規定により審判請求を行う場合には、前2条の規定を準用する。

(審判請求の決定)

第5条 審判請求に関する決定は、市長が行う。

(審判請求の手續)

第6条 審判請求に係る申立書、添付書類及び予納すべき費用その他の手續は、本人に係る審判を管轄する家庭裁判所の定めるところによる。

(審判請求費用の求償)

第7条 市長は、家事審判に関する手續の費用(以下「審判費用」という。)に関し、本人又はその関係人が負担すべき特別な事情があると判断した場合は、市が負担した審判費用の求償権を得るため、家事事件手続法(平成23年法律第52号)第28条第2項の命令に関する職権発動を促す申立てを家庭裁判所に対して行うものとする。

2 市長は、求償権が得られたときは、成年後見人、保佐人又は補助人を通じ、本人に対し当該費用を請求するものとする。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年9月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。